

事前評価調書

I 事業概要		
事業名	治山事業（予防治山事業）	
地区名	田原市赤羽根町長沢他	
事業箇所	田原市赤羽根町長沢他	
事業のあらまし	老朽化した治山施設の機能回復を図り、保全対象の安全を確保する。	
事業目標	【達成（主要）目標】 落石防護工414mを付け替え、経年変化により老朽化した治山施設の機能回復を図る。	
事業費	事業費	
	内訳 12百万円 ■工事費 12百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円	
事業期間	採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度	
事業内容	落石防護工414mを付け替える。	
II 評価		
①事業の必要性	1) 必要性	当該箇所では、既存治山施設が経年変化により老朽化し、その機能を十分に発揮できず保全対象に被害を及ぼすおそれがある。
	判定	A A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を12百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は12百万円の予定である。
	2) 地元の合意形成	合意済み
判定	A A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。	
III 対応方針		
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 治山施設の整備状況		